平成２２年（フ）第３０１号
熊本市出仲間７丁目６番６―402号
債務者　三宅　洋志
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１８号
新潟県新潟市東区河渡２丁目２番15号
債務者　橋元　雄二
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１９号
新潟県新潟市東区河渡２丁目２番15号
債務者　橋元　京子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３４号
新潟市西区五十嵐３の町東23番18号　ハイツエイトⅡ202号、前住所新潟市中央区鳥屋野１丁目７番２号
債務者　神林　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５３号
新潟市西区青山新町28番地３　マンションニュー青山102号
債務者　近藤　正夫
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８３号
新潟市西区新中浜２丁目３番地８
債務者　乙川　智弥
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３２号
新潟県新潟市北区葛塚3085番地
債務者　佐藤　英子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０４号
奈良県大和高田市昭和町８番14―708号
債務者　**藤**本　忠志
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
奈良県北葛城郡王寺町舟戸１丁目４番９―170号、前住所奈良県北葛城郡王寺町王寺２丁目５番22―702号
債務者　田中　晴喜
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
奈良県北葛城郡広陵町大字百済1922番地１
債務者　松井　　健
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
奈良県大和高田市田井新町９番16―405号、前住所奈良県葛城市今在家231番地６
債務者　岡田　浩宣
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
奈良県大和高田市田井新町９番16―405号、前住所奈良県葛城市今在家231番地６
債務者　岡田三奈子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
奈良県橿原市土橋町136番地の１　岡本マンション201
債務者　上田　真美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
奈良県葛城市勝根83番地３　石田荘103号、前住所奈良県香芝市磯壁３丁目65番地の３辻本ハイツ306号
債務者　津々木貴士
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
奈良県橿原市出垣内町73番地　ＨＮガーデンハイツ105号
債務者　西村　　徹
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
奈良県北葛城郡広陵町大字大塚421番地
債務者　森　　茂夫
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４１９号
埼玉県戸田市氷川町２丁目14番16号　寿ハイツ201号室
債務者　齋藤　利夫
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係